

1 - 2. 一時支援金の概要② 給付対象のポイント

1 給付要件を満たす事業者であれば、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

★給付要件を満たせば、中小法人等（資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下）及び個人事業者等（フリーランスや主たる雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方を含む）の双方とも対象になり得ます。

👉 業種や地域の具体例は、5～8ページ参照

2 本制度における「宣言地域」には、一度発令された**緊急事態宣言が解除された地域も含まれます**。

👉 宣言地域等の考え方は、8ページ参照

3 売上が50%以上減少していても、又は、宣言地域に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。

★緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。

例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

★公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。

地方公共団体から時短営業の要請を受けた、

4 **協力金※¹の支給対象の飲食店※²は給付対象外**です。

★昼間のみ営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。

※¹ 都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金。以下、同じ。

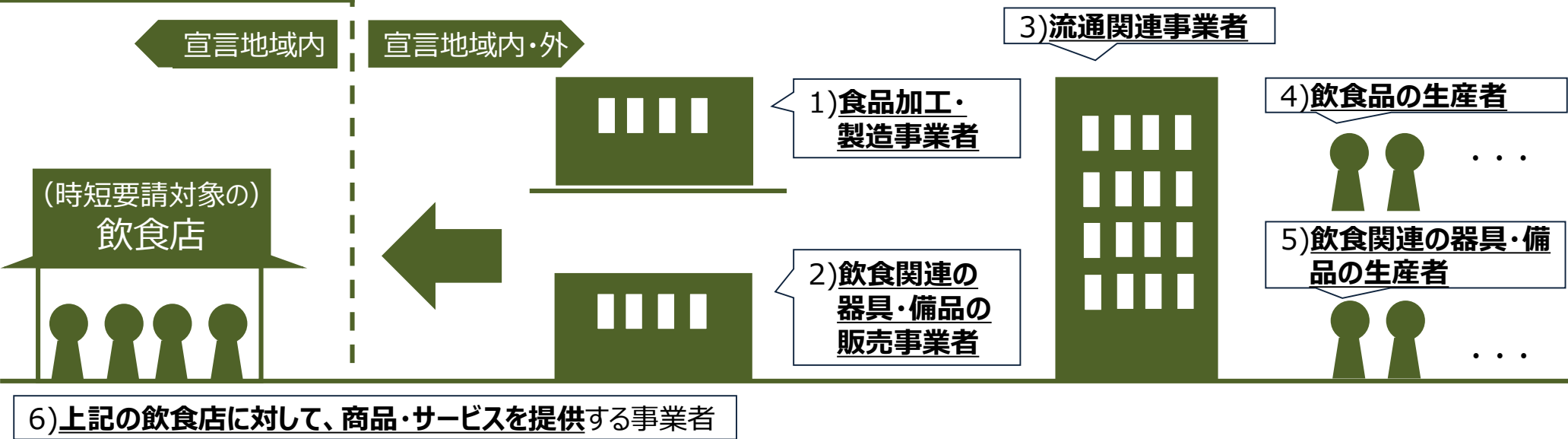
※² 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の都道府県知事の許可を受けた者。本資料において、同じ。

👉 同協力金の支給対象の飲食店に関する具体例は、27～28ページ参照

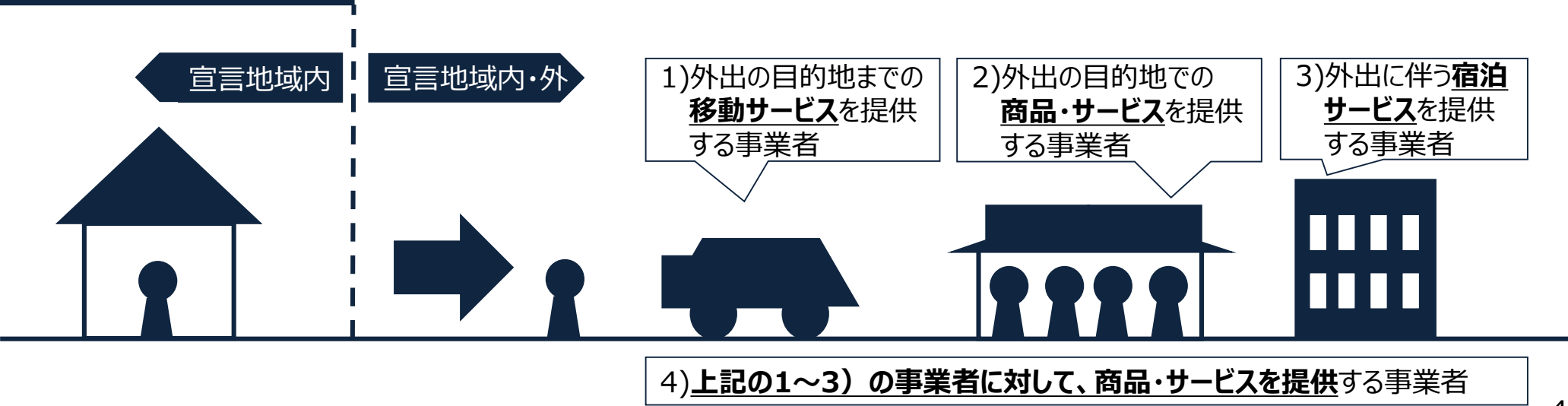
5 一時支援金は、**店舗単位・事業単位でなく**、事業者単位で給付します。

2-1. 給付対象① イメージ (※具体例はP5参照)

飲食店時短営業の影響



外出自粛等の影響



2-2. 給付対象② 給付対象となり得る事業者の具体例

飲食店
 緊急事態宣言が発令された地方公共団体から時短営業の要請を受けた**協力金の支給対象の飲食店**（一時支援金の対象外）

★地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象ではない飲食店については、下記のとおり一時支援金の給付対象となり得る。

食品加工・製造事業者
 惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者
 食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

サービス事業者
 接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連事業者
 業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者
 農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者

旅行関連事業者
 飲食事業者（昼間営業等の飲食店★等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等） 等

その他事業者
 文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

3 - 1. 保存書類① 飲食店時短営業の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A) 全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引^{※1}を示す「帳簿書類及び通帳」。 ※1 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）
(B) 宣言地域内		
(C) 宣言地域外	間取引	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記(A)、(B)と同様） ➤ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を經由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通事業者である、又は②宣言地域内に所在する同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ^{※2} ※2 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

3 - 2. 保存書類② 外出自粛等の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	事業	保存書類
(A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (A)に求める保存書類 ▶ 加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※²であると分かる統計データ(V-RESAS等) ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C) ※ ³ 全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ▶ 加えて、宣言地域の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果（=いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)~(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできます。**

(D) 全国	直接、(A)~(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売・提供先が(A)~(C)であることを示す書類 ▶ 加えて、上記販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。
(E) 全国	販売・提供先を経由して、(A)~(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。 ▶ 加えて、自らの販売・提供先が、(A)~(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

★ **協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店**については、(A)~(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。7

(参考 1) 宣言地域等の考え方

宣言地域内

栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

※緊急事態宣言が解除された地域も含む

宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域

宣言地域外

2016年以降の旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪していることが
2021年1月以前から公開されている統計データにより確認できる市町村等

※ V-RESAS等を用いた参考分析方法は29~37ページを参照。

※ 当該分析も含めて、2021年1月以前から公開されている他の統計・調査（都道府県単位より狭い範囲を特定可能なもの）を用いて、申請者自らの確認により、申請が可能。

その他

上記以外の地域

(参考 2) 保存書類の取扱いについて

- 申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。**そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存**してください。
- その際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める**場合があります。